

袋井市第4次障がい者計画

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

概要版



令和6年3月
袋井市

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

本市では、平成 29 年度に策定された「袋井市第 3 次障がい者計画」と、令和 2 年度に策定された「袋井市第 6 期障がい福祉計画・袋井市第 2 期障がい児福祉計画」により、各種の障がい福祉施策に取り組んで参りました。これらの計画が令和 5 年度をもって終了することから、障がい者施策の基本的な方向性を示す袋井市第 4 次障がい者計画と本計画を推進するための目指すべき数値目標として障害福祉サービス等の見込量を定めた第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を新たに一体的に策定します。

2 計画の位置付け

「本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の 3 計画を一体的に策定したものです。

3 つの計画を一体的に策定することで、障害福祉サービスや障がい福祉施策などを総合的に把握し、障がい者のニーズや課題に対して、事業や施策を計画し、実施することが可能になります。

3 計画の期間

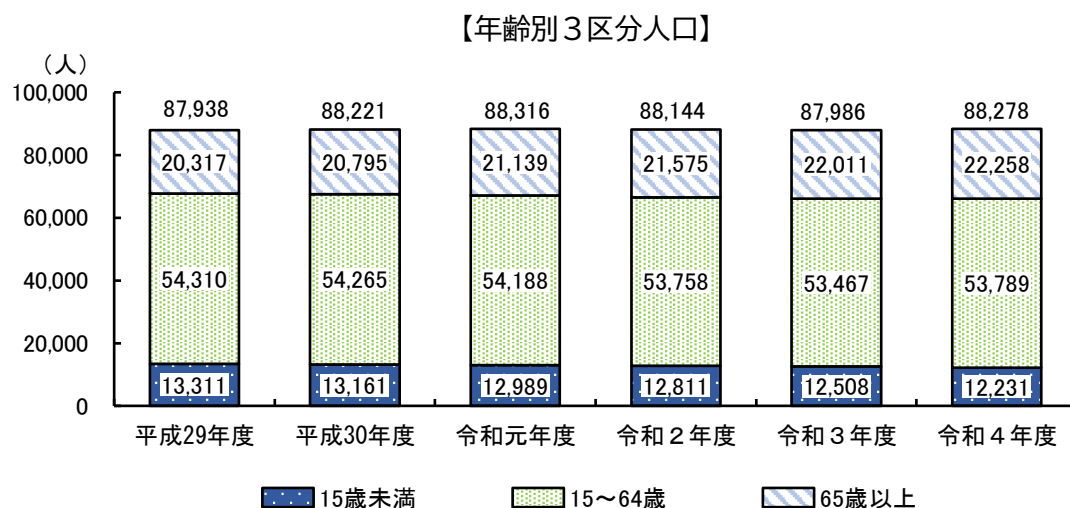
本計画の計画期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とし、計画策定後 3 年を目安に障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標、障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込量等の更新及び見直しを図っていきます。

	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
障がい者 計画	第 3 次 (6 か年)						第 4 次 (6 か年)					
障がい福祉 計画	第 5 期		第 6 期		第 7 期		第 8 期					
障がい児福祉 計画	第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期					

4 本市の人口と障がいのある人の状況

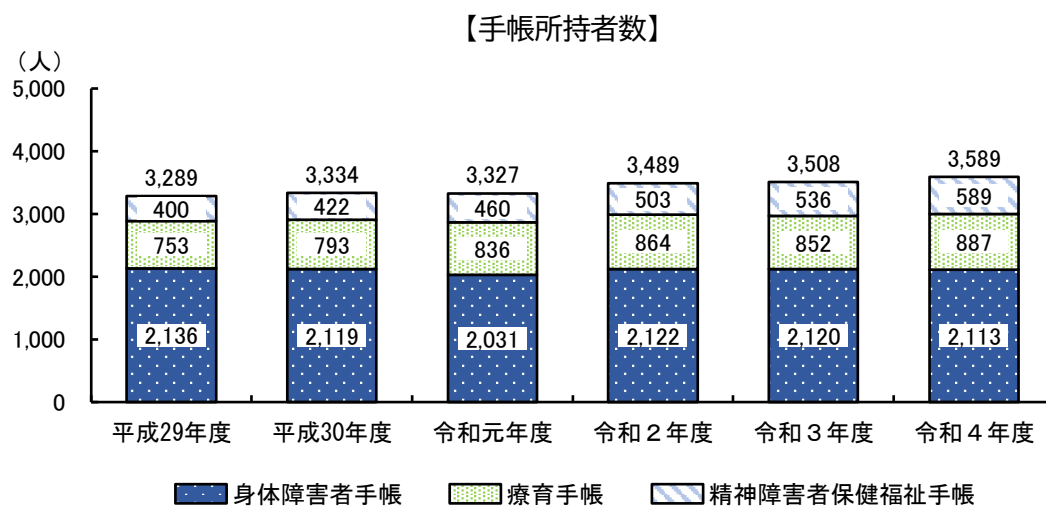
(1) 年齢別3区分人口

人口総数は、各年度間でほぼ横ばいとなっており、令和4年度末では88,278人となっています。
年齢別の3区分をみると、15歳未満の年少人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



(2) 手帳所持者数

令和4年度の障害者手帳所持者総数は3,589人となっています。
内訳は、身体障害者手帳所持者数は2,113人、療育手帳所持者数は887人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は589人となっています。



5 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、同じように生活し、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念と障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、持てる能力を日常生活において最大限に発揮しながら、自分らしく生活できる共生社会を目指して、各種施策を展開するものです。

「共に 認め合い 支え合い 自分らしく生活できる
共生社会を目指して」

6 基本目標と基本施策

基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）

障がいのある人とない人との相互理解や、障がいへの正しい理解を促進するため、啓発活動や交流機会の拡大を推進し、全ての人が安心して生活できる地域づくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | (2) 人権の尊重と権利擁護の促進 |
| (3) 地域福祉の推進 | (4) 福祉教育等の推進 |
| (5) 交流機会の拡大 | (6) 障がい福祉の周知の推進 |

基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

地域で安心のできる生活を送るために、障がいのある人の、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援と情報提供の充実を図ります。

【基本施策】

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) 総合的な生活支援体制の構築（情報提供・総合相談体制の充実） | |
| (2) 発達障害のある人への支援 | (3) 精神保健福祉施策の推進 |
| (4) 難病施策の推進 | |

基本目標3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

障がいのある人の生涯を通じた健康づくりや自立した生活を送ることができるよう支援を行い、住み慣れた地域で健康に生活を送ることができるよう、保健所や医療機関と連携を行うとともに、経済的な支援として医療費の助成を行うなどの支援を引き続き行います。

【基本施策】

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 健康づくり支援体制の充実 | (2) 適切な治療が受けられる環境づくり |
|------------------|----------------------|

基本目標4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の障がいの特性に応じた適切な支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を行います。

【基本施策】

- (1) 障がいのある人の就労に対する理解促進
- (2) 多様な雇用・就労の促進
- (3) 就労定着支援

基本目標5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、早期の発達・療育支援や児童の特性に応じた支援を行うとともに、保育・教育環境を充実し、切れ目のない支援の仕組みづくりを行います。また障がいや発達の遅れのある人の家族についても子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援を行います。

【基本施策】

- (1) 早期発見体制の推進
- (2) 相談支援の充実
- (3) 発達・療育支援環境の充実
- (4) ライフステージがつながる連携の促進

基本目標6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動やスポーツ活動等を推進します。

また、障がいの特性や必要性に応じた、情報コミュニケーション支援の強化を図ります。

【基本施策】

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツ活動の推進
- (3) 情報コミュニケーション支援の充実

基本目標7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境・防災）

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、様々なバリア（社会的障壁）を取り除き、すべての人にやさしいまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が災害時等の緊急時に安心・安全が確保されるよう、避難支援体制について地域全体での取組を強化します。

【基本施策】

- (1) 生活環境の整備
- (2) 住環境の整備
- (3) 防災対策の強化

7 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

(1) 成果指標

【福祉施設から一般就労への移行】

【目標値】 令和8年度の年間 一般就労者数	6人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
-----------------------------	----	-----------------------------

【就労移行支援事業所から一般就労への移行】

【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む
---------------------------	----	---------------------

【就労継続支援A型事業所から一般就労への移行】

【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む
---------------------------	----	---------------------

【就労継続支援B型事業所から一般就労への移行】

【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む
---------------------------	----	---------------------

【就労定着支援事業利用者数】

【目標値】 令和8年度の就労定着 支援事業利用者数	6人	令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数を見込む
---------------------------------	----	---------------------------

【就労定着率について】

【目標値】 就労定着率8割以上の 事業者数	2箇所	令和8年度末時点における事業者数を見込む
-----------------------------	-----	----------------------

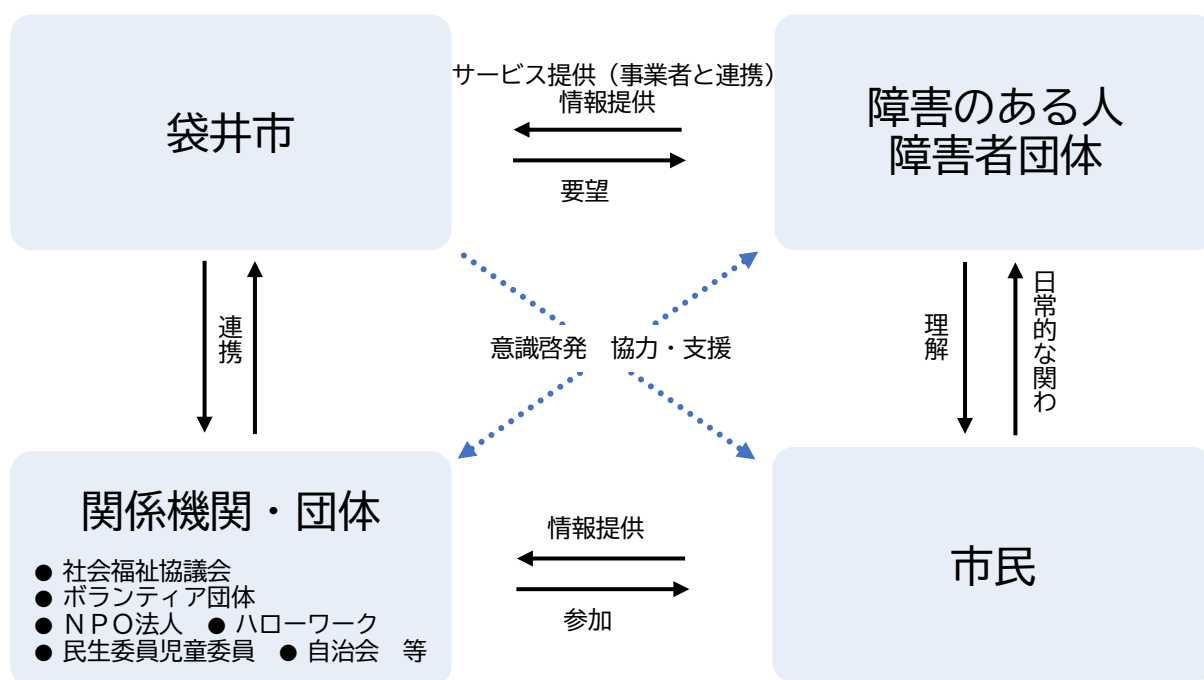
(2) 障害福祉サービスにおける計画値

項 目	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数	65人	67人	69人
	利用量	12時間	12時間	12時間
	サービス量	1,210時間分	998時間分	1,028時間分

項 目		区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	通所	利用者数	112 人	114 人	116 人
		利用量	20 日	20 日	20 日
	入所	利用者数	68 人	66 人	63 人
		利用量	20 日	20 日	20 日
	合計	サービス量	3,600 人日分	3,600 人日分	3,600 人日分
自立訓練 (機能訓練)		利用者数	1 人	1 人	1 人
		利用量	8 日	8 日	8 日
		サービス量	8 人日分	8 人日分	8 人日分
自立訓練 (生活訓練)		利用者数	10 人	11 人	12 人
		利用量	16 日	16 日	16 日
		サービス量	160 人日分	176 人日分	192 人日分
短期入所	福祉型	利用者数	25 人	25 人	25 人
		利用量	10 日	10 日	10 日
	医療型	利用者数	2 人	2 人	2 人
		利用量	4 日	4 日	4 日
	合計	サービス量	262 人日分	262 人日分	262 人日分
計画相談支援 (サービス利用計画作成)		利用者数	535 人	540 人	545 人
地域相談支援 (サービス利用計画作成)		利用者数	2 人	2 人	2 人
療養介護		サービス量	9 人分	9 人分	9 人分
就労移行支援		利用者数	18 人	21 人	24 人
		利用量	15 日	15 日	15 日
		サービス量	270 人日分	315 人日分	360 人日分
就労継続支援 (A型＝雇用型)		利用者数	44 人	46 人	48 人
		利用量	20 日	20 日	20 日
		サービス量	880 人日分	920 人日分	960 人日分
就労継続支援 (B型＝非雇用型)		利用者数	250 人	257 人	265 人
		利用量	17 日	17 日	17 日
		サービス量	4,250 人日分	4,369 人日分	4,505 人日分
就労定着支援		利用者数	4 人	5 人	6 人
同生活援助 (グループホーム)		利用者数	44 人	48 人	52 人
施設入所支援		利用者数	64 人	63 人	61 人
自立生活援助		利用者数	1 人	1 人	1 人

8 計画を推進するための各々の役割

本計画が効果的・効率的に推進されるよう体制を整備し、袋井市、関係機関・団体、障がいのある人や障害者団体、市民が相互に役割を分担し、連携・協力して計画的に施策を推進していきます。



袋井市第4次障がい者計画
(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)
【概要版】

令和6年3月策定
袋井市 市民生活部 しあわせ推進課
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL：0538-44-3114 FAX：0538-43-6285
e-mail：shiwase@city.fukuroi.shizuoka.jp